

(別冊) 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

介護報酬改定関係資料

平成21年2月19日(木)

厚生労働省老健局

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（別冊） 目次

【介護報酬改定関係資料】

| | |
|--|-----|
| 1. 介護報酬改定関係省令及び告示の改正案について | 1 |
| (1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件 | 1 |
| (2) 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準一部を改正する件 | 65 |
| (3) 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準一部を改正する件 | 69 |
| (4) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準一部を改正する件 | 123 |
| (5) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準一部を改正する件 | 148 |
| (6) 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額費用の額の算定に関する基準一部を改正する件 | 194 |
| (7) 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準一部を改正する件 | 203 |
| (8) 厚生労働大臣が定める特定診療費にかかる指導管理料及び単位数の一部を改正する件 | 205 |
| (9) 厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件 | 215 |
| (10) 厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件 | 223 |
| (11) 厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件 | 242 |
| (12) 厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件 | 268 |
| (13) 介護保険法施行規則の一部を改正する省令 | 293 |
| (14) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 | 298 |
| (15) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 | 307 |
| (16) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令 | 312 |
| (17) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令 | 320 |
| (18) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令 | 324 |
| 2. 介護報酬改定関係通知の改正案（たたき台）について | 325 |
| (1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について | 325 |
| (2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について | 395 |
| (3) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について | 481 |
| (4) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について | 537 |
| (5) 事業所評価加算に関する事務処理手順及び様式例について | 593 |
| (6) 介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について | 602 |